

## PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2017年7-8月号 | No. 7-8/2017

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

大学技術移転協議会（UNITT）主催（WIPO 日本事務所他共催）の PCT セミナーが以下の日程で開催されます。事前のお申し込みは必要ですが**無料**ですので是非ご参加ください。（申込：<https://wipo-jp.seminar-event.info/event/>）

2017年9月29日（金） 13:00-16:00 東京（東京海洋大学）

2017年10月3日（火） 13:00-16:00 広島（広島大学）

2017年10月4日（水） 13:30-16:30 大阪（大阪大学）

### 国際出願の電子出願及び手続

#### 産業通商供給省工業所有権保護局（ヨルダン）による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

2017年7月14日付けの*PCT Newsletter* アップデートでお知らせしましたように、産業通商供給省工業所有権保護局（ヨルダン）は、受理官庁の資格において、2017年7月25日から電子形式での国際出願の受理及び手続を開始することを、PCT規則89の2.1(d)に基づき国際事務局に通知しました。

当該官庁はePCTを利用した国際出願を受理します。適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表I(a)に表示されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知が2017年7月13日付けの公示（*PCT公報*）に掲載されました。以下のリンク先からご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

産業通商供給省工業所有権保護局（ヨルダン）の受理開始により、ePCT出願を受理する受理官庁は48になりました<sup>1</sup>。

（PCT 出願人の手引、附属書 C（JO）が更新されました。）

<sup>1</sup> ePCT 出願は現在、次の受理官庁に対して利用可能です：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/AZ, RO/BG, RO/BN, RO/BR, RO/CH, RO/CL, RO/CO, RO/CU, RO/CZ, RO/DK, RO/DO, RO/DZ, RO/EA, RO/EE, RO/EP, RO/FI, RO/GE, RO/HU, RO/ID, RO/IN, RO/IR, RO/IS, RO/JO, RO/LV, RO/MA, RO/MX, RO/MY, RO/NO, RO/NZ, RO/OM, RO/PA, RO/PH, RO/PL, RO/PT, RO/QA, RO/RU, RO/SA, RO/SE, RO/SG, RO/SK, RO/TR 及び RO/ZA。ePCT は次の受理官庁に対しオンライン出願のための国際出願の作成に利用可能です：RO/CA, RO/IL 及び RO/US。

## **PCT 統計 2016**

### **PCT 年次報告 (2017 年版)**

PCT年次報告(2017年版)では、2016年のPCTに関する活動及び進展が要約され、PCT出願(上位出願国、上位出願人、及び技術分野ごとの出願件数を含む)や2016年の国際特許制度の実績に関する包括的な統計や、2015年の国内段階移行に関する統計が紹介されています。

さらに、PCT年次報告は、女性発明者に関するPCTの出願データも初めて紹介しています。これは、女性により出願されたPCT出願に関して2016年にWIPOにより公表された先のグローバルな研究に続くものです(詳細については、*PCT Newsletter* 2016年12月号の7ページ参照)。

今年のPCT年次報告の特別テーマは、出願人がどのように国際特許出願に関する時期を決定するかについてです。優先日から12ヶ月の期限の前にPCT出願を提出することにより、若しくは30ヶ月の期限の前に国内段階へ移行することにより、特許化プロセスを加速した出願人の割合を分析しています。また期限前に行われた移行の割合が、技術分野ごとに変化があるのかも調べています。

PCT年次報告の英語版は、以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4052>

また、本報告に関するデータやグラフへのリンクもあり、次の情報を提供しています。

- 全てのグラフや表のイメージ(タイトル、出典及び注記を含む)及び
- 全てのグラフや表の詳細なデータ

本PCT年次報告の概要は以下の8言語にてまもなくご利用いただけます: アラビア語、中国語、仏語、独語、日本語、韓国語、ロシア語及びスペイン語。

### **PCT-特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム**

#### **欧州特許庁、マレーシア知的所有権公社と知的所有権庁(フィリピン)間の新たなパイロット**

2017年7月1日から、欧州特許庁(EPO)と以下の官庁間で、新しい一方向PCT-PPH試行プログラムが開始しました。

- マレーシア知的所有権公社、及び
- 知的所有権庁(フィリピン)

本試行プログラムでは、ISA/IPEAとしての資格においてEPOが作成する、国際調査機関(ISA)又は国際予備審査機関(IPEA)からの肯定的な見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告(IPRP)(第II章)(すなわち、特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在する場合)を得たPCT出願に基づき、マレーシア及びフィリピンでの国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

上述のPCT-PPHの合意に関する詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

EPO 及びマレーシア :

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2017/06/a46.html>

EPO 及びフィリピン :

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2017/06/a47.html>

及び :

<http://www.epo.org/news-issues/news/2017/20170704.html>

### グローバル PPH パイロットへの更なる官庁の参加

2017 年 7 月 6 日に、ニュージーランド知的所有権庁と商工監督局（コロンビア）がグローバル特許審査ハイウェイ（GPPH）に参加し、これにより参加庁は 24 になりました。

本パイロットでは、何れかの参加庁による成果物（PCT 国際段階の成果物、つまり国際調査機関又は国際予備審査機関の見解書、若しくは特許性に関する国際予備報告（第 II 章）を含みます）において特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在し、その他の適用可能な基準を充足すれば、他の参加庁に対して早期審査を請求することができます。本パイロットは、単一の適格要件を用いており、既存の PPH ネットワークを簡易にし改善することでユーザの利便性を向上させることを目的としています。

GPPH パイロットを利用する為に必要な要件などの詳細情報は、以下の PPH ポータルサイトをご覧ください。

<http://www.jpo.go.jp/ppph-portal/globalpph.htm>

また、上述の官庁のウェブサイトにも情報が掲載されています。

<https://www.iponz.govt.nz/about-ip/patents/gpph/>

<http://www.sic.gov.co/ruta-pi/junio14/la-sic-en-el-club-de-los-grandes>

PCT ウェブサイトの PCT-PPH のページは、以下のサイトにて、これらの新しいパイロットの情報を組み更新されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

### **所定の PCT 手数料減額の適格性**

所定の PCT 手数料減額の適用資格を有する国民及び/又は居住者の国々の一覧は、2017 年 7 月 1 日に更新され、以下のリンク先にてご利用可能です。

<http://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

### 欧州特許庁における所定の手数料の 75%減額の適用

以下の国々が、欧州特許庁へ支払われる所定の手数料の 75%減額の適用資格のある国民及び/又は居住者の国（つまり、世界銀行により低所得及び低中所得経済に格付けされる国）の一覧へ追加されました。

アンゴラ ヨルダン モンゴル チュニジア

以下の国々が、欧州特許庁へ支払われる所定の手数料 75%減額の適用資格のある国民及び/又は居住者の国（つまり、世界銀行により低所得及び低中所得経済に格付けされる国）の一覧から削除されました。

ガイアナ サモア

#### スペイン特許商標庁における国際調査手数料の 75%減額の適用

以下の国々が、国際調査機関としてのスペイン特許商標庁に支払われる調査手数料の 75%減額の適用資格のある国民及び/又は居住者の国の一覧へ追加されました（つまり、世界銀行により低所得、低中所得及び高中所得経済に格付けされ、欧州特許条約締約国ではない国）。

アルゼンチン ナウル

また以下の国が一覧から削除され、高所得経済に格付けされました。

パラオ

国際出願を提出するには、少なくとも出願人の 1 人が PCT 締約国の国民又は居住者である必要がある（PCT 第 9 条(1)）ことにご留意ください。PCT 締約国でない国の出願人は PCT 締約国の国民及び/又は居住者である出願人とともに PCT 出願を提出する必要があり、両方の（又は全ての）出願人が当該手数料減額の適用資格を有する場合にのみ、手数料減額を受けることが可能です。

### **PCT-SAFE 更新**

#### PCT-SAFE クライアントソフトウェア 新しいパッチのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョン（2017 年 7 月 1 日付 version3.51.078.254）が次のサイトからダウンロードできます。

[http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html)

この新しいバージョンの詳細は上記ウェブサイトでご覧いただけます。

### **PCT 最新情報**

AL : アルバニア（官庁の名称、所在地とあて名、インターネットアドレス）

CA : カナダ（手数料）

GB : 英国（手数料）

IS : アイスランド（電子メールによる通知、代理人に関する要件、手数料）

IT : イタリア（出願言語）

JO : ヨルダン（管轄国際調査及び予備審査機関）

KG : キルギスタン（官庁の名称、インターネットアドレス）

LU : ルクセンブルグ（所在地、ファックス番号、国内段階移行の特別な要件、代理人に関する要件）

NO : ノルウェー（手数料）

RS : セルビア（手数料）

TN : チュニジア (官庁の名称、所在地とあて名、電話番号とファックス番号、電子メールとインターネットアドレス)

UA : ウクライナ (官庁の名称、所在地)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、エジプト特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、インド特許庁、日本国特許庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、国立工業所有権機関 (チリ)、北欧特許機構、ウクライナ国家知的所有権庁 (SIPSU)、スウェーデン特許登録庁、トルコ特許商標庁 (Turkpatent)、米国特許商標庁)、ヴィシエグラード特許機構)

## **PCT 公開スケジュールの変更**

### 2017 年 9 月 8 日の公開

2017 年 9 月 7 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たる為、通常その日に公開される PCT 出願 (公示 (PCT 公報) も同様) は 2017 年 9 月 8 日 (金) に公開されます。しかし、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は 2017 年 8 月 22 日 (火) の 24 時 (中央ヨーロッパ時間 (CET)) までに国際事務局 (IB) に受理される必要があります。

## **PCT 規則改正**

2017 年 7 月 1 日に発効した、PCT 規則の新条文が PDF 形式のアラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、日本語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語にて、それぞれ以下のリンク先からご利用いただけるようになりました。

<http://www.wipo.int/pct/ar/texts/index.html> (アラビア語)

<http://www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html> (中国語)

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html> (英語)

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html> (仏語)

<http://www.wipo.int/pct/de/texts/index.html> (独語)

<http://www.wipo.int/pct/it/texts/index.html> (イタリア語)

<http://www.wipo.int/pct/ja/texts/index.html> (日本語)

<http://www.wipo.int/pct/pt/texts/index.html> (ポルトガル語)

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/index.html> (ロシア語)

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html> (スペイン語)

英語、仏語及びスペイン語の条文は HTML 形式でもご利用いただけます。

PCT 及び PCT 規則の更新された冊子版 (WIPO 刊行物 274) は、アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語にて準備中で、以下のリンク先からまもなくご購入が可能となります。

<http://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4172&plang=EN>

冊子版に関してのお問い合わせは、電子メール ([publications@wipo.int](mailto:publications@wipo.int)) でご連絡ください。

### **PCT 実施細則の修正**

2017年7月1日から、PCT 実施細則の第407号が修正され、第337号が削除されました。2017年7月1日から施行された、これらの修正を含む実施細則の更新版の全文は、PDF形式で英語、仏語及びスペイン語にて、それぞれ以下のPCT ウェブサイトからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html> (英語)

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html> (仏語)

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html> (スペイン語)

英語及び仏語の更新版はHTML形式でもご利用いただけます。

上述の変更は、PCT 官庁へ送付されたPCT 回章C.PCT 1511にて詳細な説明がされており、以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2017/1511.pdf>

### **修正されたPCT 様式 (2017年7月1日から有効)**

以下に記載される新しい/修正された様式は、以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html>

#### **願書様式**

願書様式 (PCT/RO/101) の2017年7月版が編集可能なPDF形式でアラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語にてご利用いただけるようになりました。又願書様式の記載例も英語、仏語、独語及びスペイン語にてご利用いただけます。

#### **受理官庁に関する様式**

以下の様式が修正されました：

PCT/RO/102 (所定の手数料の支払いに関する通知書)

PCT/RO/110 (優先権の主張に関する補充命令書及び/又は優先権の回復請求の可能性に関する通知書) (スペイン語のみ)

PCT/RO/118 (書類の送付通知書)

修正された様式 PCT/RO/102 及び PCT/RO/118 は、英語、仏語、独語及びスペイン語にて編集可能なPDF形式でご利用いただけます。また修正されたスペイン語版の様式 PCT/RO/110 は、編集可能なPDF形式でご利用いただけます。

### 受理官庁としての IB に関する様式

PCT/ROIB/198 (受理官庁としての国際事務局へ提出された書類の一覧)

PCT/ROIB/199 (受理官庁としての国際事務局へ提出された書類の受領書)

修正された様式は、英語及び仏語にて、PDF 形式でご利用いただけます。

### 国際調査機関に関する様式

以下の様式が修正されました：

PCT/ISA/220 (国際調査報告及び国際調査機関による見解書又は国際調査報告を作成しない旨の決定の送付の通知書)

PCT/ISA/233 (明細書本文のフリーテキストに関する命令書)

PCT/ISA/238 (先の調査に係る書類の提出命令書)

修正された様式 PCT/ISA/220 は、英語、仏語、独語及びスペイン語にて PDF 形式でご利用いただけます。また様式 PCT/ISA/233 及び PCT/ISA/238 は、英語、仏語、及びスペイン語にて PDF 形式でご利用いただけます。

### 国際事務局に関する様式

以下の様式が修正されました：

PCT/IB/372 (取下げの通知書)

PCT/IB/375 (補充調査請求書)

PCT/IB/379 (補充調査請求書は提出されなかったものとみなす旨の通知書)

修正された様式 PCT/IB/372 及び PCT/IB/375 は、英語及び仏語にて編集可能な PDF 形式でご利用いただけます。また様式 PCT/IB/379 は、英語及び仏語にて PDF 形式でご利用いただけます。

### PCT 受理官庁ガイドラインの修正

2017 年 7 月 1 日から、PCT 受理官庁ガイドラインの paragraph 116 及び 166 が修正されました。詳細は、以下のリンク先にて、PCT 回章 C.PCT 1511 をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2017/1511.pdf>

これらの修正を含むガイドラインの更新された全文は、PDF 形式で英語、仏語及びスペイン語にて、それぞれ以下の PCT ウェブサイトからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html> (英語)

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html> (仏語)

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/gdlines.html> (スペイン語)

また英語及び仏語は HTML 形式でもご利用いただけます。

**PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの修正**

2017年7月1日から、PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインのパラグラフ 2.20、9.41 から 9.41A 及び B、15.15、15.17B 及び C、15.69、15.78、16.64、16.78A から 16.78C 及び 17.43 が修正されました。詳細は、以下のリンク先にて、PCT 回章 C.PCT 1511 をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2017/1511.pdf>

これらの修正を含むガイドラインの更新版は、英語、仏語及びスペイン語にてそれぞれ以下の PCT ウェブサイトからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ispe.pdf> (英語)

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ispe.pdf> (仏語)

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/ispe.pdf> (スペイン語)

**PCT 関連資料の新/更新情報**

PCT 規則の新条文、及び修正された PCT 実施細則、PCT 様式、PCT 受理官庁ガイドライン、PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインに関する情報は、上記をご覧ください。

**PCT 出願人の手引**

2017年7月1日に発効した PCT 規則改正やその他の更新を踏まえて更新された、PCT の国際及び国内段階の詳細情報を含む、*PCT 出願人の手引*の“国際段階の概要”及び“国内段階の概要”の英語及び仏語版が、それぞれ以下のリンク先にてまもなく掲載されます。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/> (英語)

<http://www.wipo.int/pct/fr/appguide/> (仏語)

スペイン語及びロシア語更新版は準備中です。

**セミナー資料**

PCT 手続のあらゆる面をカバーするセミナー資料が、2017年7月1日に発効した PCT 規則改正を反映し英語及び日本語にて更新されました。それぞれ下記のリンク先にて掲載されております。

[http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic\\_1/document.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/document.pdf) (英語)

[http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/basic\\_1/document.pdf](http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/basic_1/document.pdf) (日本語)

その他の言語はまもなく掲載されます。

**PATENTSCOPE 検索システム****PATENTSCOPE での新しい国内コレクションの利用**

オーストラリア、デンマーク、フランス及びサウジアラビアの国内特許コレクションが、PATENTSCOPE 検索システムでご利用いただけるようになりました。これにより 45 の国内/



広域官庁のデータが PATENTSCOPE で利用可能になり、収録数は合計で 6,346 万件になりました。

なお、オーストラリアの場合、国内コレクションのドシ工情報も閲覧可能になりました。ドシ工情報は、審査の過程を通じた特許出願の進捗に関する、以下に列挙するような最新情報を提供します：

- 調査報告
- 官庁の手続き、及び
- 出願人及び特許庁間の通信

本コレクションは以下のリンク先にて、ご利用いただけます。

<http://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

## **偽の手数料の支払い請求**

### **新たな請求書**

PCT出願人や代理人がWIPO国際事務局（IB）からの通知ではなく、PCTに基づく国際出願の手続きに関係のない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。そしてこの度、“**IRO-The Patent Office**” からの新たな請求書が確認されました。本請求書は、PCTユーザがWIPOに通報した他の多くの例と共に下記リンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)

PCT出願人及び代理人は、優先日から18ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのはIBのみであることにご留意ください（PCT第21条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果はPCT第29条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、まだそうなされていない場合には、組織内の手数料支払い担当者や、このような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX番号： +41 22 338 83 39

電子メール： [pct.legal@wipo.int](mailto:pct.legal@wipo.int)

WIPO は、PCT出願人、代理人又は発明者（PCT ユーザ）の皆様、政府又は消費者保護協会にて対処するようお勧めしております。苦情申立ての例文や“政府機関又は苦情を受け付ける消費者保護協会”の一覧が上記ウェブサイトでご覧いただけます。

## 実務アドバイス

### 12ヶ月の優先期間を徒過してしまった際に取り得る行為、及び国際出願のタイムラインへの影響

Q: PCT 出願を提出するための 12 ヶ月の優先期間を過ぎてしまいましたが、幸運にも優先期間の満了後の 2 ヶ月の満了前に誤ちに気づきました。当方にはどのような選択肢がありますか？また、当方の国際出願のタイムラインはどのように影響されるのでしょうか？

A: 先の出願の優先権を正当に主張するためには、国際出願は常に優先期間内に提出されるべきことにご留意ください。つまり、優先期間とは優先権が主張されている、先の出願の出願日から 12 ヶ月であり(工業所有権の保護に関するパリ条約の第 4 条 C 及び PCT 規則 2.4 参照)、当該期間内に提出されない場合、優先権は喪失されます。

以下は、貴殿が実行可能な行為の一覧と、そのような行為を行う際に留意すべき情報です。

#### 1) 先の出願の優先権を主張しない

可能な選択肢の一つは先の出願の優先権を主張しないことです。先の出願の優先権を主張しない選択をする場合、国際段階のタイムラインは国際出願日から計算されるため、貴殿は国内段階へ移行するまでより多くの時間を有するでしょう。しかしながら、関連する先行技術が優先日となるであろう日と国際出願日との合間の日付で存在する場合に貴殿の出願に与える影響を踏まえると、リスクのある行為になるでしょう。

#### 2) 国際出願の提出後優先権の主張を取り下げる

国際出願を提出して優先権を主張し、出願後に PCT 規則 90 の 2.3 に基づき優先権の主張を取り下げる決定をする場合、先行技術に関する効力の可能性についての影響は上記 1) と同様です。まだ満了していない国際出願のタイムラインの残存期間の期限は優先日の代わりに(当該出願において別のそれより後の優先権の主張もされている場合を除いて)、国際出願日から再計算されます。優先権の回復請求を行わない旨のビジネス上の決定を受けて、又は受理官庁が優先権の回復請求を拒否する場合(以下の項目 4 参照)に、優先権の主張を取り下げる決定をする可能性もあることにご留意ください。なお、効力を有するためには、30 ヶ月の期間の満了前に優先権主張の取下を行う必要がある点にご留意ください。

#### 3) 先の出願の優先権を主張するが、他の行動を取らない

先の出願の優先権を主張し、優先日から 12 ヶ月の満了後に国際出願を提出し、状況を是正するさらなる行動を取らない場合、優先権は失われ、より先の関連する先行技術が発見されるリスクが生じます。**優先期間が満了したとしても、国際段階のタイムラインはそれでもなお提出時の出願に記載した優先日から計算されることにご留意ください。**

#### 4) 先の出願の優先権を主張し、優先権の回復を請求する

優先日から 12 ヶ月の満了前に国際出願を提出しなくても、当該期限の満了から 2 ヶ月以内に提出し、先の出願の優先権を主張する場合、PCT 規則 26 の 2.3 に基づき受理官庁に対し優先権の回復を請求することが可能な場合もあります。回復が認められた場合には、優先権主張を維持できる場合があります。

しかしながら、以下にご留意ください：

- 幾つかの受理官庁は PCT 規則 26 の 2.3 と国内法令との不適合を国際事務局へ通知しているため、優先権の回復請求を受理しません。
- 受理官庁がそのような請求を受理する場合であっても、12 ヶ月の期間を徒過したのが故意ではなかったことしか証明できず、相当な注意を払ったにもかかわらず 12 ヶ月の期間を徒過したということを証明できない場合には、国内段階で限られた数の指定/選択官庁に対してのみ優先権回復の見込みがある点にご留意ください。なぜなら多くの官庁は故意ではない基準のみに基づいての優先権回復は認めていないからです。それ故、貴殿は限られた数の指定/選択官庁に対する回復の利益の可能性と、先の出願の優先権を主張しなかった場合よりも 30 ヶ月の期間が早く満了する事実とを比較考量する必要があります。
- 相当な注意を払ったにもかかわらず 12 ヶ月の期間を徒過したことを証明できる場合、(“故意ではない”基準に関して上述した指定/選択官庁の数と比較して) より多数の指定/選択官庁に対して回復の見込みがあるとしても、幾つかの指定/選択官庁は当該効果の適用を留保しているため (PCT 規則 49 の 3.1(g) 及び 49 の 3.2(h))、上述の回復は全ての可能な指定/選択官庁に対しては効力を有しません。それ故、貴殿は、優先権の回復の請求を考慮する官庁に対する回復の利益の可能性と、先の出願の優先権を主張しなかった場合よりも 30 ヶ月の期間が早く満了する事実とを比較考量する必要があります。

優先権の回復を請求しない選択をする場合、又は優先権の回復を請求するが受理官庁が当該請求を拒否する場合、**国際段階におけるタイムラインはそれでもなお最初に記載された優先権主張の日から計算される**ことにご留意ください。出願人は、それらの二つの状況のどちらにおいても、30 ヶ月の期日は国際出願日から計算されるだろうと誤って思い込む場合があります。しかし、そうではありません—優先権の主張が PCT 出願に含まれ、当該出願が 12 ヶ月の優先期間の満了から 2 ヶ月以内である国際出願日を有する限り、国際段階で出願人が優先権の回復を請求するかどうか、又は受理官庁が回復に関してどのような決定をするかにかかわらず、優先日が国内段階移行期限を含む特定の期限を起算する基礎となります。優先権の主張が取り下げられる場合のみ、期限は PCT 規則 90 の 2.3(d) に従い再計算されます。

このような誤った思い込みのリスクは、継続中の PCT 出願の管理に ePCT を利用することのメリットの一つを想起させます。出願人が 30 ヶ月の期日を管理する際、ePCT において表示される当該出願の“タイムライン”の日と照合確認を実行することが可能です。本機能は 30 ヶ月の期日の正確な起算に関する誤解のリスクを排除します。

継続中の PCT 出願を管理するために ePCT を利用する別のメリットは、たとえば 30 ヶ月の期日の満了に関して管理上の誤りが発生したとしても（優先日から起算する代わりに、誤って国際出願日から起算）、ePCT システムは、28 ヶ月頃に 30 ヶ月の期日が間近であることを出願人に警告する、自動リマインダーの電子メールメッセージを送付します。

国際段階で優先権の回復を請求しない場合でも、関連する指定/選択官庁が不適合の通知を行っていないことを前提に、国内段階でもまだ優先権の回復を請求することが可能な点にご留意ください (PCT 規則 49 の 3.2 参照)。もし貴殿の管轄受理官庁が“故意ではない”基準のみを適用することを認識しており、上述したように、肯定的な決定ではあっても、限られた数の指定/選択官庁のみが受入れる決定しか得られない場合は、これもまた貴殿にとって関心のある選択肢になるかもしれません。

優先権の回復請求に関する詳細は、*PCT 出願人の手引*、国際段階のパラグラフ 5.062 から 5.069 (<http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>)、及び “FAQ : PCT 規則改正 (2007 年 4 月 1 日)” の優先権の回復に関する部分を、以下のリンク先からご参照ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/faqs/april07\\_faq.html#2007\\_restoration](http://www.wipo.int/pct/en/faqs/april07_faq.html#2007_restoration)

また優先権の回復請求を受理する受理及び指定/選択官庁や、当該官庁が適用する各基準、及び支払う手数料の幾つかを列挙する詳細な表もご利用いただけます。本表は、上述の状況での様々な行動を受けてのメリットやデメリットを評価するのに役立つでしょう。以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>

優先権の回復をテーマにすでに執筆された実務アドバイス (*PCT Newsletter* 2007 年 4 月号、2009 年 9 月号、10 月号、11 月号及び 2015 年 9 月号) も参考になります。

### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧